

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、東京証券取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神を鑑み、持続的成長と中長期的な企業価値向上を図るため、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方や対応方針を示す「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定しております。

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」

1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。その実現のためにDyDoグループは、ダイナミックにチャレンジを続ける。」との「グループ理念」のもと、健全な企業活動とコンプライアンスを徹底し、経営の効率性と透明性を高め、お客様、従業員、取引先、地域社会、株主といった、すべてのステークホルダーの皆様との共存共栄を図りながら、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めることをコーポレートガバナンスの基本的な考え方としております。

【グループ理念】

人と、社会と、共に喜び、共に栄える。
その実現のためにDyDoグループは、ダイナミックにチャレンジを続ける。

【グループビジョン】

DyDoはお客様と共に。
高い品質にいつもサプライズを添えて、
「オンリーDyDo」のおいしさと健康をお客様にお届けします。

DyDoは社会と共に。

グループ全体で生み出す製品・企業活動
「オールDyDo」が豊かで元気な社会づくりに貢献します。

DyDoは次代と共に。

国境も既存の枠組みも越えて、
次代に向けて「DyDoスタンダード」を創造します。

DyDoは人と共に。

飽くなき「DyDoチャレンジ」で、
DyDoグループに関わるすべての人の幸せを実現します。

当社グループのコア事業である国内飲料事業は、清涼飲料という消費者の皆様のご日常生活に密着した製品を取り扱っており、セグメント売上高の80%以上は地域社会に根差した自販機を通じた販売によるものです。また、自社工場を持たず、生産・物流を全国の協力業者にすべて委託するファブレス経営により、当社は製品の企画・開発と自販機オペレーションに経営資源を集中し、業界有数の自販機網は当社グループの従業員と共栄会(当社商品を取り扱う自販機運営事業者)により管理しております。

このような当社独自のビジネスモデルは、ステークホルダーの皆様との信頼関係によって成り立っていることから、「人と社会と共に喜び、共に栄える。」ことが会社としての責務であり、経営上の最重要課題であると認識しております。そして、その実現のために、「ダイナミックにチャレンジを続けていく」ための基盤として、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みであるコーポレートガバナンスを継続的に改善していくことが、株主共同の利益に資するものと考えております。

2. コーポレートガバナンス・コードの基本原則への対応方針

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社グループは、「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。」のグループ理念に基づき、多様なステークホルダーとの協働を確保することに努めております。重要なステークホルダーである株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を順次すすめてまいります。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社グループは、「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。」のグループ理念のもと、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、お客様、従業員、取引先、地域社会といった、当社を巡るすべてのステークホルダーの皆様によるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、皆様の声を経営に生かし、適切な協働に努めてまいります。

また当社取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップの発揮に努めてまいります。

(3)適切な情報開示と透明性の確保

当社グループは、株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様へ、透明性、公平性、継続性を基本に、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を迅速かつ適切に行うとともに、当社への理解を深めていただくために有効と思われるその他の情報についても、可能な範囲で、積極的かつ公平な情報開示に努めてまいります。

(4)取締役会等の責務

当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、(1)企業戦略等の大きな方向性を示すこと(2)経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと(3)独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことをはじめとする役割・責務を適切に果たすよう努めてまいります。

(5)株主との対話

当社グループは、株主の皆様との建設的な対話を促進し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する積極的なIR活動に努めます。これにより当社グループへの理解を深めていただくとともに、皆様の声を経営へフィードバックすることで企業価値の適正な評価を得られるよう、信頼される企業をめざします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

< 補充原則1 - 2 - 5 >

信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合の対応

株主総会における議決権は、基準日時点の株主名簿に記載または記録されている者が有していることから、当社では信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が当社株主総会に出席し、議決権の行使や質問を行うことを認めておりません。当該補充原則への対応については、実務面の課題も多くあることから、今後の動向を見極めた上で、あらためて検討することとします。

< 原則1 - 4 >

政策保有株式

当社では、政策保有株式の保有の適否は、毎年1回定期的に検証することとしております。

直近では、2018年12月5日開催の取締役会において検証を実施した結果、いずれの取引先も安定的かつ持続的なキャッシュフローや、中長期的な企業価値向上への貢献が期待できることから、継続保有する方針が確認されました。

なお、当該原則が求める「個別の政策保有株式の保有目的や保有に伴う便益・リスクが資本コストに見合っているか等の具体的な精査の方法」については、今後の検討課題であると認識しております。

< 原則1 - 4 - 1 >

政策保有株主から売却等の意向が示された場合の対応

政策保有株主より当社株式の売却の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、当社が売却等を妨げることはありません。ただし、業務上の提携を目的とした政策保有株主より、当社株式の売却意向が示された場合には、経済合理性に基づいた提携関係の見直しに関する検討が必要になるものと認識しております。

< 原則2 - 6 >

企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて、自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、運用を委託する運用機関より、定期的に運用状況やスチュワードシップ活動等に関する報告を受けることにより、企業年金と会社との間に生じ得る利益相反の適切な管理につとめます。

ただし、当該原則が求める外部の専門家の採用を含む人材の配置・登用などの人事面・運営面での関与については、今後の動向を見極めた上で、あらためて検討することとします。

< 補充原則4 - 1 - 3 >

最高経営責任者等の後継者計画の策定・運用への主体的関与、後継者候補の計画的な育成のための適切な監督

当社の代表取締役社長である高松富也は、2014年4月の社長就任以来、新たに制定したグループ理念、グループビジョンのもと、ステークホルダーの皆様を踏まえた中長期視点の経営スタンスと迅速・果断な意思決定をもって経営の舵取りを行い、強いリーダーシップを発揮しております。

当社では、現時点では、最高経営責任者等の後継者に関する具体的な計画は有しておりませんが、経営陣幹部を支える役員や管理職の育成は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するための重要な課題であるとの認識し、組織の持続的な成長と発展の牽引役を担う次世代幹部の育成・選抜を目的に、ミドル層の従業員を対象にした長期研修プログラム「DyDo Innovation Academy」を実施しております。Off-JTとOJTを組み合わせたプログラムを通じて、問題解決力や課題解決力、リーダーシップの強化や経営リテラシーの習得を図っております。

今後、取締役会は、中長期的な企業価値向上に向けた次世代幹部の戦略的育成計画の運用状況等を適切に監督していく予定です。

< 補充原則4 - 2 - 1 >

客観性・透明性ある手続きによる報酬制度の設計と具体的な報酬額の決定

当社では、独立社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会を設置しておりませんが、報酬制度の設計の検討にあたっては、取締役会において、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることとしております。

また、取締役の個別報酬については、開示を行っておりませんが、業績連動型インセンティブ制度の概要と対象者へ交付される株式数の算出方法を開示することにより、客観性・透明性を確保しております。

< 補充原則 4 - 3 - 2 >

客観性・適時性・透明性ある手続きによる CEO の選任

当社では、独立社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会を設置していませんが、CEO の選任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、取締役会において、独立社外取締役の適切な関与・助言を得た上で、資質を備えた CEO を選任しております。

< 補充原則 4 - 3 - 3 >

CEO を解任するための客観性・適時性・透明性ある手続きの確立

当社では、CEO を解任するための一律の評価基準や解任要件は定めておりません。

万一、CEO が法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くした上で、決議することとなります。

< 補充原則 4 - 8 - 2 >

筆頭独立社外取締役の選任

当社は、取締役 6 名中 2 名の独立社外取締役を選任しておりますが、筆頭独立社外取締役は選任していません。

経営陣との連絡・調整は、取締役会事務局が社外取締役をサポートするほか、監査役または監査役会との連携については、独立社外役員のみを構成員とする会合を定期的に関開催するなどの方策により、相互の連携を図っております。

< 補充原則 4 - 10 - 1 >

独立した諮問委員会の設置による指名・報酬等の検討における独立社外取締役の関与・助言

当社は、経営陣幹部のアカウンタビリティを高め、より一層の透明性の向上を図ることを目的として、取締役 6 名中 2 名の独立社外取締役を選任しており、経営陣・取締役の選解任・報酬などの重要事項の決定については、独立社外取締役が出席する取締役会の承認を得る必要があります。当社では、独立社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会を設置していませんが、重要事項の検討にあたっては、取締役会において独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることとしております。

< 原則 4 - 11 >

取締役会における知識のバランス、ジェンダーや国際性の面を含む多様性、適正規模を考慮した構成

当社定款に定める取締役の員数は 7 名以下、監査役は 4 名以下としております。

現在、取締役は 6 名を選任しており、少人数による議論が可能な体制を維持しつつ、当社の事業に関する深い知見を備える取締役や、独立的な立場から取締役会の適切な意思決定に対する助言・経営陣に対する実効性の高い監督などコーポレートガバナンスの充実に資することのできる社外取締役を選任するなど、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる構成としております。現在、女性もしくは外国人の取締役は選任していませんが、取締役はそれぞれ、「グループミッション 2030」の基本方針である「国内飲料事業のイノベーション」「海外での事業展開の拡大」「非飲料事業での第 2 の柱を構築」への対応に必要な資質と多様性を備えており、取締役会における独立社外取締役の人数比率は 3 分の 1 となっていることから、独立性と客観性をより一層確保できる体制であると考えております。

なお、中長期的な取締役会の構成については、経営戦略の進展や社会の変化に応じて、さらに多様な人材の登用を検討していくことが、取締役会の機能強化を図り、実効性をさらに高めていくための今後の課題と認識しております。

< 原則 5 - 2 >

自社の資本コストの把握、収益計画や資本政策の基本的な方針、収益力・資本効率等に関する目標の提示、事業ポートフォリオの見直し、設備投資等に関する方針・計画の株主に対する明確な説明

当社グループは、中長期的な事業環境の変化が、ビジネスモデルに重要な影響を及ぼすリスクと事業機会を分析し、前中期経営計画「Challenge the Next Stage」における課題認識をふまえて、2030 年の当社グループのありたい姿を示す「グループミッション 2030」を定め、その実現に向けた 2019 年度からの 3 カ年の行動計画として「中期経営計画 2021」を策定いたしました。

「グループミッション 2030」では、グループ理念・グループビジョンの実現のために 2030 年までに成し遂げるべきミッションを 4 つのテーマごとに示し、その達成に向けたロードマップを描いております。

具体的には、2030 年までの期間を「基盤強化・投資ステージ」「成長ステージ」「飛躍ステージ」の 3 つに区分し、それぞれのステージに応じた事業戦略を推進することにより、競争優位性の高いビジネスモデルを構築し、成長性・収益性・効率性の高い力強い事業ポートフォリオを形成してまいります。

当社グループの資本生産性の改善に向けては、利益率の改善と総資産回転率の向上が大きな課題であるとの認識のもと、「グループミッション 2030」の基本方針において、各事業セグメントが目指すべき営業利益率の水準を明確に定めた上で、その最初のステージとなる「中期経営計画 2021」では、収益改善に軸足を置いた重点戦略の推進と、将来に向けた成長投資の積極的な実行により、持続的成長の実現と中長期的な企業価値向上につなげてまいります。

なお、「中期経営計画 2021」は、「グループミッション 2030」に定める当社グループのありたい姿の実現に向けた「基盤強化・投資ステージ」として、キャッシュ・フローの最大化とあわせて、成長戦略の推進にも積極的に取り組んでいくことから、3 年間の固定的な定量目標は設定せず、主要指標のガイドラインを示し、事業環境の変化と重点戦略・投資戦略の進捗に応じた単年度目標を每期設定する方針といたしました。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

以下の更新を行いました。

【記載内容の更新】

< 原則 3 - 1 > 情報開示の充実

<原則1 - 3 >

資本政策の基本的な方針

資本政策といたしましては、資本の有効活用と財務健全性の維持を図りながら、厳しい経営環境下においても安定的な配当を維持継続することを基本方針としております。内部留保は、持続的利益成長・資本効率向上につながる戦略的事業投資に優先的に充当することとしており、自己株式の取得については現時点では具体的な計画を有しておりません。

また、「人と社会と共に喜び、共に栄える。」のグループ理念に則り、地域コミュニティ活動への貢献に活用するため、「地域コミュニティ貢献積立金」の積立を定時株主総会へ剰余金処分案として、毎回、継続的に上程し、承認をいただいております。今後とも、当社を取り巻くステークホルダーへの安定的な還元につとめてまいります。

<原則1 - 4 >

政策保有株式

政策保有株式の縮減に関する方針・考え方

当社は、ステークホルダーの皆様との共存共栄を図りながら、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めるとの基本的考え方のもと、取引先や業務提携先などの重要なステークホルダーの株式を政策的に保有する場合があります。

例えば、優良な自販機ロケーションを数多く有し、中長期的に良好な関係性を保つことにより、安定的かつ持続的なキャッシュフローが期待できる場合や、業務提携などにより中長期的な企業価値向上への貢献が期待できる場合などです。株式を新規に取得する場合は、その目的を明確にするとともに、取得後は取引状況等を定期的に検証し、安定的かつ持続的なキャッシュフローや、中長期的な企業価値向上への貢献が期待できないと判断した場合は、売却等の方法により縮減することとしております。

政策保有株式の保有の適否の検証内容について

政策保有株式の保有の適否は、毎年1回定期的に検証することとしております。

直近では、2018年12月5日開催の取締役会において検証を実施した結果、いずれの取引先も安定的かつ持続的なキャッシュフローや、中長期的な企業価値向上への貢献が期待できることから、継続保有する方針が確認されました。

なお、2019年1月20日時点において、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の貸借対照表計上額は、16,907百万円(2018年1月20日時点は、12,037百万円)となっており、その主な増加要因は、資本・業務提携を目的として保有している大江生醫股イ分(「にんべん」に「分」) 有限公司の株式の時価変動によるものです。

また、2019年1月20日時点での保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数は32銘柄(2018年1月20日時点は31銘柄)となり、前年と比較して1銘柄増加しております。これは、MDD Beverage Sdn.Bhd.が、持分法の適用範囲から除外されたことによるものです。

政策保有株式に係る議決権行使基準

政策保有株式の議決権行使にあたっては、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかを個別に精査した上で、議案への賛否を決定します。

<原則1 - 7 >

関連当事者間の取引に関する手続き、枠組み

当社は、取締役、監査役、執行役員等の当社関係者や主要株主がその立場を濫用して、当社や株主の利益に反する取引を防止するため、役員及び役員が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしております。また、当該役員はその審議・決議に参加しないこととしております。

取締役・監査役およびその近親者との取引について、取引の有無に関する調査の確認書を作成し、重要な事実がある場合、取締役会に報告することとしております。

また、関連当事者取引については、会社法及び金融商品取引法その他適用ある法令並びに東京証券取引所が定める規則に従って開示することとします。

<原則2 - 6 >

企業年金がアセットオーナーとして期待される機能を発揮するための人事面や運営面における取組みの内容

当社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて、自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、運用を委託する運用機関より、定期的に運用状況やスチュワードシップ活動等に関する報告を受けることにより、企業年金と会社との間に生じ得る利益相反の適切な管理につとめます。

ただし、当該原則が求める外部の専門家の採用を含む人材の配置・登用などの人事面・運営面での関与については、今後の動向を見極めた上で、あらためて検討することとします。

<原則3 - 1 >

情報開示の充実

(1) 経営理念等や経営戦略、経営計画

当社グループでは、「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。その実現のためにDyDoグループは、ダイナミックにチャレンジを続ける。」との「グループ理念」を定めています。そして、グループスローガンに掲げる「こころとからだに、おいしいものを。」お客様にお届けすることを当社グループの使命と考えています。

さらに、2019年1月には、これらを具現化するため、グループミッション「世界中の人々の楽しく健やかな暮らしをクリエイイトするDyDoグループへ」を定めました。このグループミッションのもと、「国内飲料事業のイノベーション」「海外での事業展開の拡大」「非飲料事業での第2の柱の構築」へ取り組み、成長性・収益性・効率性の高い事業ポートフォリオの形成をめざしてまいります。

実現に向けては、2030年度までの12年間を「基盤強化・投資ステージ」「成長ステージ」「飛躍ステージ」の3つのステージに分け、2019年度からの3年間は「基盤強化・投資ステージ」として「中期経営計画2021」に取り組んでおります。この中期経営計画では、「収益改善に軸足を置き、筋肉質な経営へ」「戦略的経営に向けた事業継続の判断」「グループミッション2030の実現に向けた成長戦略」の3つを基本方針としています。当社グループのコア事業である自販機ビジネスを取り巻く環境は厳しく、従来からのビジネスの進め方では、徐々に利益が減少していくことが避けられませんが、自販機ビジネスが当社のコアビジネスであり続けることに変わりはありません。そこで、「中期経営計画2021」の期間については、一定の利益減を許容した上で、既存事業の再成長に向けた投資と、グループの第2の事業の柱の構築に向けた新規投資を実施し、次の「成長ステージ」

「飛躍ステージ」へとつなげてまいります。

近年、社会環境・市場環境は大きく変化しており、特に日本国内においては、長寿高齢化により、人口動態が大きく変化すると同時に、健康寿命の延伸に対応した新たな市場が生まれてきています。今後につきましては、これらの変化を次の成長への機会ととらえ、新たな価値の創造にチャレンジするとともに、「グループ理念・グループビジョン」に定める価値観に基づき、事業を通じて社会的課題の解決に貢献することにより、持続的成長の実現と中長期的な企業価値の向上にチャレンジしてまいります。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社グループは、「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。その実現のためにDyDoグループは、ダイナミックにチャレンジを続ける。」との「グループ理念」のもと、健全な企業活動とコンプライアンスを徹底し、経営の効率性と透明性を高め、お客様、従業員、取引先、地域社会、従業員、株主といった、すべてのステークホルダーの皆様との共存共栄を図りながら、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めることをコーポレートガバナンスの基本的な考え方としております。

当社グループのコア事業である国内飲料事業は、清涼飲料という消費者の皆様のご日常生活に密着した商品を取り扱っており、セグメント売上高の80%以上は地域社会に根差した自販機を通じた販売によるものです。また、自社工場を持たず、生産・物流を全国の協力業者にすべて委託するファブレス経営により、当社は製品の企画・開発と自販機オペレーションに経営資源を集中し、全国有数の自販機網は当社グループの従業員と共栄会(当社商品を取り扱う自販機運営事業者)により管理しております。

このような当社独自のビジネスモデルは、ステークホルダーの皆様との信頼関係によって成り立っていることから、「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。」ことが会社としての責務であり、経営上の最重要課題であると認識しております。そして、その実現のために、「ダイナミックにチャレンジを続けていく」ための基盤として、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みであるコーポレートガバナンスを継続的に改善していくことが、株主共同の利益に資するものと考えております。

当社経営陣幹部(代表取締役社長・取締役会長)は創業家出身者であり、その直接の支配がおよぶ資産管理会社等を通じて当社株式の約33%(2019年1月20日現在)を保有する大株主でもあることから、ステークホルダーの皆様との立場を踏まえた中長期視点の経営スタンスと迅速・果敢な意思決定をもって経営の舵取りをしております。意思決定における透明性・公正性の担保は、当社における実効あるコーポレートガバナンスを実現するための重要課題であるとの認識のもと、機関設計は、法令に基づく調査権限を有する監査役が取締役の職務の執行を監査する監査役会設置会社を選択しており、監査役4名中3名を社外監査役(うち3名は独立社外監査役)とすることで、独立した立場からの経営に対する監視機能の強化を図っております。さらに、2014年4月より、経営に社外の視点を取り入れ、業務執行に対する監督機能をより一層強化することを目的として、2名の独立社外取締役を選任し、経営陣幹部のアカウントビリティを高め、より一層の透明性の向上を図っております。

なお、2019年4月16日現在、当社の取締役は6名中2名が独立社外取締役であり、取締役会における独立社外取締役の人数比率は3分の1となっております。

(3) 取締役会による経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

取締役の報酬については、基本報酬と賞与で構成しており、個別の基本報酬の水準はその職責に応じて設定しております。また、賞与については、年度の業績に応じてその金額を決定することとしております。2017年1月21日の持株会社体制への移行にあわせて、業績の達成度に応じて当社株式を給付する業績連動型インセンティブ制度を導入し、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するものとしております。なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役および取締役会長は、業績連動型インセンティブ制度の対象者ではありません。

<1>業績連動型インセンティブ制度の概要

本制度は、持株会社(当社)が信託に対して金銭を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として持株会社株式を取得し、当該信託を通じて持株会社の取締役等及び対象子会社の取締役等に対して、持株会社及び各対象子会社がそれぞれ定める取締役株式給付規程及び執行役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて持株会社株式を給付する業績連動型のインセンティブ制度です。なお、持株会社の取締役等及び対象子会社の取締役等が持株会社株式の給付を受ける時期は、原則として当該取締役等の退任時となります。

<2>対象者へ給付される株式数の算出方法

持株会社の取締役等及び対象子会社の取締役等には、各対象期間中の各事業年度における役位及び業績達成度に応じて各事業年度ごとにポイントが付与されます。付与されたポイントは、株式給付に際し、1ポイント当たり持株会社の普通株式1株に換算されます(ただし、持株会社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。)

持株会社の取締役等及び対象子会社の取締役等には、対象期間中の各事業年度終了後に到来する毎年3月末日に、同年1月20日で終了する事業年度に係る役位別基本ポイントに、業績達成度に応じて算定される業績連動係数を乗じた、一定の数のポイントが付与されます。

なお、かかる業績連動係数は、決算短信で開示される毎事業年度期初の連結ベースの予想営業利益及び予想売上高の達成率を基に算定されます。各業績目標が未達の場合には、当該業績連動係数は0.0となります。

(4) 取締役会による経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名方針と手続

業務執行取締役については、当社業務に精通し、人格・識見・実行力にもすぐれた人物を候補者として選任することとしており、社外取締役については、高度な専門性と豊富な経験を有し、独立的な立場から取締役会の適切な意思決定に対する助言や経営陣に対する実効性の高い監督などコーポレートガバナンスの充実に資する人物を候補者として選任することとしております。社外監査役については、財務・会計・法律などの専門家として高度な専門知識と豊富な知見を有し、高い独立性と高所大所からの観点をもって監査を担うことのできる人物を候補者として選任することとしております。

経営陣幹部については、ステークホルダーの皆様との立場を踏まえた中長期視点の経営スタンスと迅速・果敢な意思決定をもって経営の舵取りを行い、強いリーダーシップを発揮できる能力を重視して指名します。

(5) 経営陣幹部の解任を行うにあたっての方針と手続

当社は、経営陣幹部のアカウントビリティを高め、より一層の透明性の向上を図ることを目的として、取締役6名中2名の独立社外取締役を選任しております。

万一、経営陣幹部が、法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くした上で、決議することとなります。

(6) (4)をふまえた個々の選任・指名についての説明

個々の候補者の選任理由については、株主総会招集通知に記載することとしております。

2019年4月16日付で就任した当社取締役の選任理由は、以下のとおりです。

高松 富也 氏

2014年4月の社長就任以来、新たに制定したグループ理念、グループビジョンのもと、ステークホルダーの皆様との立場を踏まえた中長期視点の経営スタンスと迅速・果敢な意思決定をもって経営の舵取りを行い、強いリーダーシップを発揮しています。グループ経営を強化し、将来の成長に向けた基盤作りを着実に進めています。これらの実績を踏まえて、取締役として適任であると判断したものであります。

高松 富博 氏

当社の前社長として20年間にわたり経営を担い、豊富な経験と実績を有しています。現在は取締役会長として、グループ経営におけるガバナンスなどの基盤強化、重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしています。また、当社の社会貢献活動を長年にわたり推進し、地域社会の活性化に向けた活動にも尽力しています。これらの実績を踏まえて、取締役として適任であると判断したものであります。

殿勝 直樹 氏

入社以来、長きにわたり財務に携わり、豊富な経験と実績を有しています。現在も、取締役執行役員財務部長としてグループ全体の財務基盤を盤石な体制に構築するなど、健全な会社運営に尽力し、収益性の改善に貢献しています。これらの実績を踏まえて、取締役として適任であると判断したものであります。

西山 直行 氏

経営戦略、戦略投資、海外事業などの経営全般にわたる幅広い業務に携わり、豊富な経験と実績を有しています。現在は、取締役執行役員経営戦略部長としてグループ会社を牽引し、新たな事業領域拡大への取り組みを推進しています。これらの実績を踏まえて、取締役として適任であると判断したものであります。

森 真二 氏 (社外)

弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、これまで当社社外監査役として13年間、社外取締役として5年間の職務経験をもとに、全社的なリスクマネジメントのあり方について発言するなど、独立した立場から当社経営に対する助言・提言をいただいております。取締役会の監督機能強化に適切な役割を果たしています。これらの実績を踏まえて、取締役として適任であると判断したものであります。

なお、同氏は過去に当社及び他社の社外役員となる以外の方法で会社経営に関与しておりませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。

東京証券取引所に独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

井上 正隆 氏 (社外)

食品業界における豊富な知識や海外経験を有しており、海外でのM & Aによる事業展開や海外子会社などの監査経験をもとに、当社の経営課題である海外における事業展開の加速や新規事業領域の拡大の審議において、リスクとリターンの観点について発言するなど、独立した立場から助言・提言をいただいております。取締役会の機能強化に適切な役割を果たしています。これらの実績を踏まえて、取締役として適任であると判断したものであります。

東京証券取引所に独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

< 補充原則 4 - 1 - 1 >

取締役会による経営陣に対する委任の範囲

当社の取締役会は、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する機関と位置づけられており、取締役会決議事項、取締役会報告事項については、具体的に取締役会規程に定めております。

また、経営会議は、経営の全般的執行についての方針ならびに計画の立案、その他の調査、研究、企画、管理、連絡、調整等を行う社長の諮問機関であり、常勤取締役及び執行役員を構成員としております。

2017年1月より、持株会社体制への移行にあわせて、意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会におけるグループ戦略や経営計画等に関する建設的な議論を活発化させるため、事業会社への権限委譲を行っております。

具体的には、取締役会規程、経営会議規程、職務権限規程等の関連規程を改正し、新たな基準を定めております。

< 原則 4 - 8 >

独立社外取締役の有効な活用

当社は2014年4月より、経営に社外の視点を取り入れ、業務執行に対する監督機能をより一層強化することを目的として、2名の独立社外取締役を選任し、経営陣幹部のアカウントビリティを高め、より一層の透明性の向上を図っております。

2019年4月16日現在、当社の取締役は、6名中2名が独立社外取締役であり、取締役会における独立社外取締役の人数比率は3分の1となっております。

今後につきましては、経営戦略の進展や社会の変化に応じて、さらに多様な人材の登用を検討していくことが、取締役会の機能強化を図り、実効性をさらに高めていくための課題であると認識しております。

< 原則 4 - 9 >

取締役会が策定する独立社外取締役の独立性基準

当社は、社外役員の独立性基準を以下のとおり定めております。

1. ダイダーグループの業務執行者(1)でないこと
2. ダイダーグループを主要な取引先(2)とする者又はその業務執行者でないこと
3. ダイダーグループの主要な取引先又はその業務執行者でないこと
4. ダイダーグループから役員報酬以外に多額の金銭(3)その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家でないこと
5. ダイダーグループから一定額(4)を超える寄付又は助成を受けている組織の理事その他の業務執行者でないこと
6. 当社の主要株主(5)又はその業務執行者でないこと
7. 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行者でないこと
8. 最近3年間において、1. から7. に該当していた者でないこと
9. 1. から8. に該当する者の近親者(6)でないこと(ただし1. の使用人については重要な使用人(7)に限る)

- 1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、その他これらに準ずる者及び使用人をいう
- 2 主要な取引先とは、直前事業年度におけるダイダーグループとの取引の支払額又は受取額が年間連結総売上高の2%を超える取引先をいう
- 3 多額の金銭とは、個人の場合は過去3年間の平均で年間1,000万円以上、団体の場合は過去3事業年度の平均で、その団体の連結総売上高の2%を超えることをいう
- 4 一定額とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額をいう

- 5 当社の主要株主とは、直接又は間接に当社の10%以上の議決権を保有するものをいう
- 6 近親者とは、配偶者、2親等内の親族又は同居の親族をいう
- 7 重要な使用人とは、部長職以上の使用人をいう

<原則4 - 10 >

任意の仕組みの活用

2019年3月15日開催の取締役会において、コーポレートガバナンスのさらなる充実を図るための任意の仕組みとして、社外取締役・社外監査役とは異なる社外有識者(3名程度)によって構成する「アドバイザーボード」を設置することを決議しました。

「アドバイザーボード」は、代表取締役社長の諮問機関として、希少疾病の医療用医薬品事業に関する投資判断など、高度な専門知識を要する案件について、客観的な立場から評価・助言を行うほか、当社グループの経営課題に対する提言を行うなど、戦略の実行に外部の視点を取り入れ、経営の透明性をさらに高めることを目的としたものです。

<補充原則4 - 11 - 1 >

取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社定款に定める取締役の員数は7名以下、監査役は4名以下としております。

現在、取締役は6名を選任しており、少人数による議論が可能な体制を維持しつつ、当社の事業に関する深い知見を備える取締役や、独立的な立場から取締役会の適切な意思決定に対する助言・経営陣に対する実効性の高い監督などコーポレートガバナンスの充実に資することのできる社外取締役を選任するなど、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる構成としております。取締役はそれぞれ、「グループミッション2030」の基本方針である「国内飲料事業のイノベーション」「海外での事業展開の拡大」「非飲料事業での第2の柱を構築」への対応に必要な資質と多様性を備えており、取締役会における独立社外取締役の人数比率は3分の1となっていることから、独立性と客観性をより一層確保できる体制であると考えております。監査役は4名選任しており、うち3名が社外監査役(うち1名が女性)となっており、独立的立場から取締役の職務の執行状況を監視しております。

<補充原則4 - 11 - 2 >

取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況

社外取締役・社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書を通じ、毎年、開示を行っております。

2019年4月16日現在、社外取締役2名のうち1名が上場会社の社外監査役を兼任しております。また、社外監査役3名のうち2名が上場会社の社外取締役、監査等委員である社外取締役を兼任しております。

<補充原則4 - 11 - 3 >

取締役会全体の実効性についての分析・評価及びその結果の概要

当社では、2016年度より取締役会の実効性評価を実施しており、2018年度は以下の分析・評価方法により実施し、2019年3月15日にその評価結果の概要を開示いたしました。

1. 分析・評価の方法

当社取締役会は、取締役会の実効性を分析・評価するため、2018年12月から2019年3月にかけて、調査票に基づく全取締役・全監査役による自己評価と取締役会事務局による個別ヒアリングを実施しました。

その後、2019年3月15日開催の取締役会において、自己評価結果の分析および現状の課題認識の共有を図るとともに、より実効性の高い取締役会の実現に向けた今後の取組み等について、建設的な討議を実施いたしました。

2. 評価項目

自己評価調査票における大項目は、取締役会としての審議状況や昨年の課題に対する対応状況を確認するため、以下のとおりとしました。

- (1) 取締役会の議題・運営について
- (2) 「グループミッション2030」をふまえた中長期的な取締役会の構成について
- (3) コーポレートガバナンス・コードをふまえた今後の課題について

3. 分析・評価結果の概要

自己評価結果の分析をふまえて討議した結果、当社取締役会は、「取締役会の実効性は有効に機能している」と結論づけました。

【取締役会における審議に関する改善状況】

- ・取締役会の議題は、単なる結果報告にとどまらず「運営」を見据えた議題が選定されており、「全社的な経営戦略」「全社的な資源配分」「重要施策のマネジメント(PDCA)」に関する議論の時間が、昨年と比較して大きく確保できた。
- ・「グループミッション2030」の策定にあたっては、定例取締役会のみでは時間的制約があるため、臨時取締役会や意見交換会を別途開催するなど、適切な審議時間の確保に留意した運営がなされた。
- ・重要事項の審議にあたっては、投資案件に対するリスク分析や事業計画(買収価格)の妥当性の検証結果等、社外役員への事前説明が適切にされた。

なお、取締役会の機能強化を図り、実効性をさらに高めていくための今後の課題は、以下のとおりであるとの認識が共有されました。

- (1) 中長期的な取締役会の構成については、経営戦略の進展や社会の変化に応じて、さらに多様な人材の登用を検討していく必要があること。
- (2) 取締役会に提供される資料については、要点を絞った簡潔な内容とするほか、経営会議等での議論のポイントを補足説明するなど、工夫の余地があること。
- (3) 新規投資案件の審議や事業ポートフォリオのあり方に関する議論については、撤退基準などについて、さらに踏み込んだ検討が必要であること。
- (4) 海外飲料事業のリスクマネジメントについては、現地が直面している課題・問題点のタイムリーな把握や、発生可能性・影響度に応じた重点課題の特定と対応策の検討など、持株会社としての管理体制・監査体制の充実が今まで以上に必要であること。

(5)次代を担う人材の確保・育成が、中長期的な企業価値向上に向けた重要な経営課題であるとの認識のもと、次世代幹部の戦略的育成計画の運用状況を適切に監督していくこと。

=====

【ご参考】前年度の評価結果

取締役会の機能強化を図り、実効性をさらに高めていくための今後の課題(2018年3月15日公表)

- (1)取締役会の構成については、経営戦略の進展に応じて、ヘルスケア領域の知見を有する人材の登用を行うこと
- (2)社外取締役、社外監査役への情報提供については、さらなる早期化と内容の充実化を図ること
- (3)投資案件の審議にあたっては、リスクとリターンに関する説明の充実を図るとともに、撤退基準を明確にすること
- (4)海外飲料事業のリスクマネジメントについては、現地従業員に対する意識啓蒙を図るなど、さらなる取り組みが必要であること

=====

< 補充原則4 - 14 - 2 >

取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社では、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役に対し、就任時においては、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務について理解する機会を設けております。また、執行役員以上の経営幹部に対し、企業法務、会計、コーポレート・ガバナンス、資本市場等に関する知識の習得及びアップデートに努める機会を提供しております。

< 原則5 - 1 >

取締役会による株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針

(1)当社は、ステークホルダーの皆様との建設的対話を促進し、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する積極的なIR活動に努めてまいります。ステークホルダーの皆様との対話全般を社長が統括し、コーポレートコミュニケーション部長(情報取扱責任者)が目的を持った対話を推進することにより、皆様の声を経営に反映することができる体制とし、信頼関係の構築に努めてまいります。

(2)株主・投資家との対話を円滑に実施するため、コーポレートコミュニケーション部は関係部門と連携し、随時打合せを実施するほか、コーポレートコミュニケーション部長は取締役会、経営会議、重要子会社の取締役会等に出席し、経営情報のタイムリーな把握につとめております。また、四半期ごとの決算発表やM & Aなどの重要事項の公表にあたっては、社長や担当部門の執行役員を交えたミーティングを複数回実施し、株主・投資家にわかりやすい説明ができるよう、十分な検討を行うこととしております。

(3)個別面談以外の対話の手段として、第2四半期決算および本決算時には、社長を説明者とする機関投資家向け決算説明会を開催するほか、社長出席のSmallミーティングを実施しております。

また、株主・投資家との円滑な関係を構築することを目的として、執行役員コーポレートコミュニケーション部長による個別訪問などの能動的なIR活動に注力しております。

個人投資家を対象としたIR活動として、証券会社等が開催するイベント等の機会を通じて、会社説明会を開催するほか、大阪での株主総会に出席できない株主の皆様のご要望にお応えし、東京において代表取締役社長をスピーカーとする株主・個人投資家向け説明会を開催しております。また株主の皆様とのコミュニケーションツールとしての通信誌「DyDo Challenge 通信」を年2回発行するほか、個人株主の方を対象に工場見学会等の各事業説明会を開催しております。

(4)対話において把握された株主・投資家の意見や懸念事項については、定期的にと取締役会へ報告しており、より詳細な情報についても社長へフィードバックを行うことなどの方策により、株主・投資家の声を経営に反映することができる体制としております。

(5)対話に際してのインサイダー情報の管理につきましては、社内規程に基づき適切に対応することとし、フェアディスクロージャーに努めております。株主・投資家との個別面談は複数で対応することをルール化し、議事録を関係者で共有しております。また、IRポリシーに基づき、沈黙期間については、株主・投資家との個別面談を控えることとしております。

なお、IRポリシーおよび適時開示体制の運用状況の適正性については、監査部が定期的にモニタリングする体制としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ハイウッド株式会社	2,470,800	14.91
有限会社サントミ	2,011,600	12.14
タイタコーポレイション株式会社	738,100	4.45
高松 富博	495,000	2.98
高松 富也	495,000	2.98
高松 章	494,000	2.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	488,500	2.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	476,000	2.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	451,700	2.72
高松 多聞	445,800	2.69

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	1月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
森 真二	弁護士													
井上 正隆	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森 真二		森真二氏は、弁護士法人中央総合法律事務所代表社員、㈱大阪ソーダの社外監査役、及び大阪信用保証協会の監事であります。当社と㈱大阪ソーダ及び大阪信用保証協会との間には特別の利害関係はありません。同氏は当社グループが業務を委託する弁護士法人中央総合法律事務所にも所属しており、同氏以外の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりますが、当社グループが同法人に支払う年間顧問料は10百万円未満であります。	弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、これまで当社社外監査役として13年間、社外取締役として5年間の職務経験のもとに、全社的なリスクマネジメントのあり方について発言するなど、独立した立場から当社経営に対する助言・提言をいただいております。取締役会の監督機能強化に適切な役割を果たしています。これらの実績を踏まえて、取締役として適任であると判断したものであります。

井上 正隆	同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。	食品業界における豊富な知識や海外経験を有しており、海外でのM & Aによる事業展開や海外子会社などの監査経験をもとに、当社の経営課題である海外における事業展開の加速や新規事業領域の拡大の審議において、リスクとリターンの観点について発言するなど、独立した立場から助言・提言をいただいております。取締役会の機能強化に適切な役割を果たしています。これらの実績を踏まえて、取締役として適任であると判断したものであります。
-------	-------------------------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の監査計画を確認するとともに、会計監査人による実地たな卸への立会いや決算期末、中間期末毎に開催する会計監査人から監査役会への会計監査結果報告会を通じて、会計監査の方法及び結果を把握し必要な意見交換を行っております。常勤監査役は、内部監査部門が監査結果や今後の監査計画等について、社長に定期的に報告する監査会議(3ヵ月毎開催)に出席し、内部監査の状況やそれに関わる社内情報を把握するとともに、必要な場合は意見・要望を述べております。また内部監査部門は監査役会と連携し、各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査を通じ、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加藤 幸江	弁護士													
森内 茂之	公認会計士													
渡辺 喜代司	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤 幸江		加藤幸江氏は、株式会社山善監査等委員である社外取締役、株式会社日阪製作所社外取締役であります。当社とこれらの兼務先とは特別の関係はありません。同氏は当社グループが業務を委託する弁護士法人中央総合法律事務所に所属しており、同氏以外の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりますが、当社グループが同法人に支払う年間顧問料は10百万円未満であります。	弁護士としての長年の経験、法律の専門家として高い見識を有していることや、複数の企業の法律問題に関与し、会社経営に対する深い見識があることから、その専門性を当社の監査に反映いただくため、選任しております。
森内 茂之		森内茂之氏は、太陽有限責任監査法人のパートナー、(株)コシダカホールディングスの社外取締役(監査等委員)、及び加藤産業(株)の社外監査役であります。当社と太陽有限責任監査法人及び(株)コシダカホールディングスとの間には特別の利害関係はありません。加藤産業(株)と当社グループは、取引関係がありますが、直近3年間の取引実績は、当社及び同社の連結売上高の2%未満であり、主要な取引先には該当いたしません。	大手会計事務所・監査法人での監査経験が長く、法定監査業務、国際業務、新規上場支援等、多岐にわたる業務経験と会計専門家としての高い見識を有しており、その専門性を当社の監査に反映いただくため、選任しております。
渡辺 喜代司		同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。	税理士・経営コンサルタントとしての業務経験が長く、税務専門家としての高い見識を有しております。その専門性を当社の監査に反映いただくため、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	5名
---	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

当社は、2017年1月21日の持株会社体制への移行にあわせて、業績の達成度に応じて当社株式を給付する業績連動型インセンティブ制度を導入し、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するものとしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

[役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員等の員数]
 取締役(社外取締役を除く) 4名 123百万円(基本報酬103百万円 / 株式給付信託8百万円 / 賞与12百万円)

監査役(社外取締役を除く) 1名 14百万円(基本報酬14百万円/賞与0百万円)
社外役員 5名 22百万円(基本報酬22百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内(年額280百万円以内)において、取締役会です承された方法により決定しております。

監査役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内(年額40百万円以内)で、監査役会において決定しております。

なお、役員退職慰労金制度につきましては、2014年4月16日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役会の協議により決定しております。

また、2016年4月15日開催の第41回定時株主総会において、上記取締役の報酬限度枠とは別枠で、2017年1月21日より開始する事業年度以降、当社の取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く。)に対して当社株式を支給する新たな業績連動型のインセンティブ制度の導入が決議されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、経営戦略部のスタッフが、社外監査役については監査役の職務を補助するスタッフがそれぞれサポートする体制としております。

社外取締役・社外監査役への情報提供の充実は、取締役会における建設的な議論の前提となるものであり、取締役会評価の結果をふまえて、さらなる改善を図ってまいります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は、定例取締役会を月1回開催するほか、必要あるときは臨時取締役会を開催し、業務執行に関する重要事項を協議・決定するとともに、グループ各社の職務の執行を監督しております。取締役6名中2名が社外取締役(2019年4月16日現在)であり、独立的立場から経営への助言、監督の機能を担っております。取締役会には社外監査役3名を含む監査役4名が出席しており、このうち1名は女性であります。

また、常勤取締役及び執行役員を構成員とする経営会議を定期的に開催し、重要な事項についての審議を行い、社長及び取締役会の迅速な意思決定をサポートする体制をとっております。

監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役3名(2019年4月16日現在)で構成されており、取締役会をはじめとする社内の重要会議に出席するほか、グループ内各組織の責任者から状況を聴取し、取締役の職務執行状況を監視しております。

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。なお当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

会計監査人は、有限責任あずさ監査法人を選任しており、第三者の視点から会計及び内部統制の適法性及び適正性について助言・指導を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

意思決定における透明性・公正性の担保は、当社における実効あるコーポレートガバナンスを実現するための重要課題であるとの認識のもと、機関設計は、法令に基づく調査権限を有する監査役が取締役の職務の執行を監査する監査役会設置会社を選択しており、監査役4名中3名を社外監査役(うち3名は独立社外監査役)とすることで、独立した立場からの経営に対する監視機能の強化を図っております。さらに、2014年4月より、経営に社外の視点を取り入れ、業務執行に対する監督機能をより一層強化することを目的として、2名の独立社外取締役を選任し、経営陣幹部のアカウンタビリティを高め、より一層の透明性の向上を図っております。

なお、2019年4月16日現在、当社の取締役は6名中2名が独立社外取締役であり、取締役会における独立社外取締役の人数比率は3分の1となっております。

また、当社では、2012年3月より、執行役員制度を導入しており、それぞれの組織機能における責任と権限を執行役員へ委譲することにより、市場環境の変化に迅速に対応できる体制とするともに、お客様をはじめとするステークホルダーの皆さまの声を身近に聴き、経営にフィードバックできる体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第44回定時株主総会(2019年4月16日開催)の招集通知は、2019年3月26日に発送しております。 また、招集通知の発送に先駆け、東京証券取引所、ICJ、当社ウェブサイトにおいて招集通知を早期掲載しております。(2019年3月19日)
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期日は1月20日で、株主総会開催日は、集中日に該当しておりません。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入し、パソコン、携帯電話およびスマートフォンによる行使が可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォーム(株式会社ICJ)に参加し、その利用を可能としております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の一部(議案)の英訳版を作成し、東京証券取引所、ICJ、当社ウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーを定め、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	全国各地で個人投資家向け会社説明会を継続的に開催しております。2018年度は年間19回の説明会を開催しました。また、大阪での株主総会に出席できない株主の皆様のご要望にお応えし、2018年10月に東京において、代表取締役社長をスピーカーとしたIR説明会を開催しました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算期末、第2四半期末ごとに、社長を説明者とするアナリスト・機関投資家向け決算説明会、スモールミーティングを開催しております。 決算説明会開催後は、速やかに当社WEBサイトにて、動画、説明内容のスクリーンショット、主な質疑内容を掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料に加えて、月次販売状況のお知らせ、株主総会招集通知、決議通知、株主通信、統合報告書、IRニュースリリース等も掲載し、投資家の皆様が閲覧できる環境を整えております。 決算説明会資料、月次販売状況のお知らせ、IRニュースリリースについては、和文と同タイミングで英文資料の掲載をしております。 また、当社へのご理解を一層深めていただくことができるよう、個人投資家の皆様の向けの専用ページや英文サイトも開設しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレートコミュニケーション部の所管として、部内にIRグループを設置しております。	
その他	株主の皆様とのコミュニケーションツールとしての通信誌「DyDo Challenge 通信」を年2回発行しております。 2018年6月には、個人株主様を対象とした国内飲料事業説明会を開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

当社は、「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。」をグループ理念と定めております。このグループ理念の具現化に向けて、「CSR基本方針」を定め、ステークホルダーに対する基本姿勢を明示しております。

< CSR基本方針 >

私たちは、「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。」というグループ理念に則り、ステークホルダーの皆さまの声を経営に生かし、豊かで元気な社会づくりに貢献します。

お客様には「高い品質にいつもサプライズを添えて！」

安全安心はもちろん、喜びと感動をお届けします。

従業員には「ダイナミックに働き、達成する喜びを！」

社内コミュニケーションを促進し、チャレンジする人材を育成します。

取引先には「次の成長ステージへ共にチャレンジ！」

経営ビジョン・経営戦略を共有し、ビジネスパートナーとの信頼関係を深めます。

社会には「人や社会との絆を大切に！」

事業活動やコミュニティ活動を通じて、地域社会の活性化に貢献します。

株主には「継続的な企業価値向上を！」

健全なガバナンス体制により、安定的な還元を実現します。

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社グループは、共存共栄の考えのもと、地球の恵みを享受した飲料や食品を「人」と「社会」にお届けしております。私たちは、美しい地球と豊かで元気な社会を次代に引き継いでいくことが重要な責務であると考え、自然環境と調和のとれた経営を継続推進していくことを環境方針の基本理念としております。

また、当社グループの発展は、豊かな地域社会の実現と共にあるべきとの考えから、継続的な社会貢献活動の実現を目的とした「地域コミュニティ貢献積立金」を設けております。本積立金は、一時的な支援に止まらず、単年度の業績に左右されることなく中長期的な支援を行うために、こうした目的積立金の方式を採用しております。

さらには、祭りを通じた地域の絆作り、地域活性化への取組みとして、「日本の祭り」を応援しております。地域の方々や行政と一体となって、活気ある地域作りにも貢献していきます。「お客様」「従業員」「取引先」「社会」「株主」といったすべてのステークホルダーの皆様に対する具体的なCSR活動の取組みは、ホームページ等を通じて一般に公表しております。

当社は、IRポリシーを以下のとおり定めております。

1. IRの活動方針と目的

ダイドグループホールディングス株式会社(以下「当社」という)は、「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。」というグループ理念のもと、株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様との双方向コミュニケーションを積極的に行います。これにより当社グループへの理解を深めていただくとともに、皆様の声を経営へフィードバックすることで企業価値の適正な評価を得られるよう、信頼される企業をめざします。

2. 建設的対話の促進

当社は、ステークホルダーの皆様との建設的対話を促進し、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する積極的なIR活動に努めます。ステークホルダーの皆様との対話全般を社長が統括し、コーポレートコミュニケーション部長(情報取扱責任者)が目的を持った対話を推進することにより、皆様の声を経営に反映することができる体制とし、信頼関係の構築に努めます。

3. 情報開示の方針

当社は株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様へ、透明性、公平性、継続性を基本に、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、迅速な情報提供をめざします。会社法、金融商品取引法その他の諸法令および東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠した情報開示のほか、当社グループへの理解を深めていただくために有効と思われる情報についても、可能な範囲で、積極的かつ公平な情報開示に努めます。

なお、当社は、インサイダー取引規制の対象となる情報および公表前の確定的な決算情報を重要情報として適切に管理し、取引関係者()に対して選別的な開示を行いません。

()金融商品取引業者などのほか、有価証券の売買等に関与する蓋然性が高い者として金融商品取引法第27条の36第1項各号に掲げる者

4. 重要情報と情報開示方法

当社は、東京証券取引所が定める適時開示規則に該当する重要情報、または適時開示規則に該当しない場合でも、投資家の投資判断に著しく影響を及ぼすと思われるものなど、その重要度および緊急性に依り、適切な方法により正確かつ公平に情報が伝達されるよう配慮してまいります。

当社が自ら開示すべきと判断した重要情報に関しては、同取引所へ事前説明後、同取引所の提供する適時開示情報伝達システム(TDnet)に登録し公開いたします。また、TDnet登録後すみやかに報道機関に同一情報を提供するとともに、当社ウェブサイト上にも遅滞なく同一資料を掲載いたします。

また、当社の役員または従業員(従業員にあっては、取引関係者に情報を伝達する職務を行うものに限る。)が業務に関して、意図せずに重要情報を伝達したと情報取扱責任者が判断した場合、情報取扱責任者は社長に報告の上、所定の方法により、当該重要情報をすみやかに公表します。ただし、伝達した情報が重要情報には該当するものの、すみやかな公表が適切でないと考えられる場合は、当該情報が公表できるまでの間に限って、守秘義務および当社株式の売買等を行わない義務を当該取引関係者に負わせることを条件として、公表を行わない等の対応を行うことができるものとします。

5. 情報アクセスの公平性向上

当社は、ステークホルダーの皆様の情報アクセスの公平性の向上を図るため、ウェブサイトを通じた情報開示に積極的に取り組みます。

当社ウェブサイトに掲載する重要情報は、少なくとも1年以上の掲載期間を確保するとともに、決算説明会における質疑応答など、個人投資家とも共有するほうがよいと判断した情報や、投資判断において有益な情報であると考えられる情報については、その要点等をわかりやすく開示することに努めます。

6. 業績予想および将来の予測に関する事項

当社の開示資料に記載されている、当社グループの計画・将来の見通し・戦略などのうち、過去または現在の事実に関するもの以外は、将来の業績に関する見通しであり、これらは当社において現時点で入手可能な情報による当社経営陣の判断および仮定に基づいています。従って、実際の業績は、不確定要素や経済情勢その他リスク要因により、大きく異なる可能性があります。

7. 沈黙期間

当社は公表前の確定的な決算情報などの重要情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、決算(四半期決算を含む、以下同じ。)発表日前の30日間を「沈黙期間」に設定し、決算に関する質問への回答やコメントを差し控えることとしております。また、沈黙期間においては会社説明会の開催、アナリスト・機関投資家との個別ミーティング等を控えさせていただきます。ただし、この沈黙期間中に開示すべき重要事実が発生した場合には、適時開示規則等に基づき必要な情報を公表いたします。

8. 社内体制の整備・充実

当社は、IRポリシーを適切に運用し、ステークホルダーの皆様との対話に関する理解度向上を図るため、関係部署間の連携体制の整備・充実に努めます。また、当社はインサイダー取引規制に関する社内規程を設けており、運用の徹底を図るべく、役員および従業員

の教育に注力します。なお、IRポリシーおよび適時開示体制の運用状況の適正性については、監査部が定期的にモニタリングする体制としております。

その他

【人事基本理念】

1. チャレンジ精神に充ち溢れ、変革(イノベーション)の担い手と成り得る人材の採用
2. ビジョンを描きチャレンジするために必要な知識・スキルの向上を図り、変革(イノベーション)を起こすことができる人材の育成
3. 持続的なチャレンジを可能とする組織風土・人事制度の構築

【多様性尊重への取組み】

当社グループは、性別・年齢・国籍・障がいの有無などを超えた多様な価値観を尊重し、個々の力を最大限発揮することが企業の持続的成長につながると考え、以下の取組みを推進しております。

< 女性従業員の雇用促進 >

多様な人材確保のひとつとして、女性の積極的な採用・育成に取り組んでおります。計画的な採用を推進し、2018年度の当社グループのコアビジネスを担うガイドードリンコの新卒採用における女性比率は、46%となっております。

< 障がい者の雇用促進 >

2019年1月20日現在の当社グループのコアビジネスを担うガイドードリンコの障がい者雇用率は2.50%となっております。ひとりひとりの強みや能力をさらに伸ばし、共に成長できるよう取り組んでまいります。

< 海外生活経験のある人材の積極採用 >

当社グループは、グローバル化の推進に向けて日本人・外国人留学生や海外でビジネス経験のある人材の積極的な採用に取り組んでおります。その一環として、海外で開催されているキャリアフォーラムへの参加や海外大学卒業者を対象にした秋入社制度の導入を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり、内部統制システムを整備します。

1. 当社及び当社子会社から成る企業集団(以下「当企業グループ」という。)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当企業グループは、「グループ理念」及び「グループビジョン」を経営理念として共有し、その実現に向けて「グループ行動規範」に従い、企業倫理の遵守を図ります。
- (2)当企業グループは、その規模及び特性に応じて、内部統制の整備及び監督を行うために、必要な体制の整備を行います。
- (3)当企業グループの役職員や外部者が直接、不利益を受けることなく情報を伝達できることを保障する、ダイドー・コンプラホットラインを設置します。
- (4)当社の内部監査部門は、監査役会と連携し、各部門における法令、定款及び社内規定の遵守状況の監査を通じ、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。さらに当社の内部監査部門は、必要に応じて、内部監査を実施し、子会社の法令遵守体制を拡充させます。
- (5)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、不当要求を受けた場合には、関係機関と連携し、組織全体で毅然とした態度で臨み、被害の防止に努めます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報に関する事項は、社内規定に従って適切に保存及び管理を行い、取締役及び監査役はこれらを必要ときに閲覧できるものとします。

3. 当企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社は、リスク管理基本規程に従い、リスクの評価・分析を行うとともに代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置して定期的に開催し、リスク管理を推進します。また、子会社と連携して当企業グループのリスク管理及び危機管理に関わる情報の一元化と共有を図ります。
- (2)当社の経営に重大な影響を与える可能性のある不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会を招集して対応を行い、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整備します。

4. 当企業グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当企業グループ各社は、その規模及び特性に応じて、以下により、取締役の職務の執行の効率化を図ります。また、当社は、グループ全体に関する経営戦略の策定及び進捗管理などを行うことにより、効果的なグループ経営を推進します。

- (1)業務分掌及び職務権限の明確化
- (2)定期的又は必要の都度開催される取締役会での経営上の重要事項の審議及び報告
- (3)取締役を構成員とする経営会議の設置
- (4)連結ベースでの中期経営計画及び年度予算の策定、進捗管理並びに改善策の実施

5. 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する事項

当社は、社内規定に基づき、子会社との連携及び統制を図る担当部門を設置するとともに、子会社に対し、業務執行状況を報告させます。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役が当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、監査役を補助する必要な能力と知識を備えた使用人を配置し、その指揮命令権は監査役に帰属させます。
- (2)監査役は、監査役を補助する使用人の人事異動や人事評価に関して、事前に人事担当取締役より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動の変更を人事担当取締役に申し入れることができるものとします。
- (3)当該使用人の懲戒等に関しては、人事担当取締役はあらかじめ、監査役の承諾を得るものとします。

7. 監査役への報告に関する体制及び監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1)常勤監査役は、取締役会のほか当社の経営会議等の重要な会議体に出席することにより、当企業グループの重要な情報について適時報告を受けるものとします。さらに、リスク管理部門及び法務部門は、その職務の内容に応じ、定期的に監査役に報告を実施します。
- (2)上記(1)に加え、当企業グループの取締役、監査役及び使用人等は、当企業グループに重大な影響を与える事実又はそのおそれが発生した場合には、速やかに当社の監査役に報告することとします。
- (3)内部監査部門は、当企業グループの内部監査の結果を監査役会と共有します。
- (4)監査役に報告をしたことを理由として、当該報告者が不利な取扱いを受けないよう、当該報告者を保護します。また、報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利な取扱いを受けていることが判明した場合は、不利な取扱いを除去するために速やかに適切な措置を講じます。

8. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

9. その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制

適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図るため、監査役は、内部監査部門、会計監査人及び子会社の監査役と緊密な連携を保つとともに、代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催します。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当企業グループは、金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制が有効かつ適正に行われる体制の整備、運用及び評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、不当要求を受けた場合には、関係機関と連携し、組織全体で毅然とした態度で臨み、被害の防止に努めます。」と定めております。また、その内容をコンプライアンスについての具体的な行動規範を示した「グループ行動規範」にも明記し、継続的な意識の高揚に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、2008年1月15日開催の取締役会において「当社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針」を決定いたしました。また、同日の取締役会において「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を決定し、2008年4月16日開催の定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただいております。

導入後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、その在り方について引き続き検討してまいりました。その結果、当社における「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に基づき、お客様、従業員、取引先、地域社会、株主といった、すべてのステークホルダーの皆様との共存共栄を図りながら、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めるための施策のひとつとして、大規模買付行為への対応策を引き続き定めておくことが必要不可欠であるとの結論に至り、2017年3月6日開催の取締役会において継続することを決定し、2017年4月14日開催の第42回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。

【本プランを継続する理由】

当社は、大規模買付者の行う大規模買付に応じるか否かは、最終的に株主の判断に委ねられるべきものであり、当社の経営に関与しようとする買付については、それが当社の企業価値を大きく向上させるものであれば、必ずしもこれを一概に否定するものではありません。

本プランにおける大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するための情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。現在は金融商品取引法により、濫用的な買収を規制する一定の対応はなされておりますが、公開買付開始前における情報提供と検討時間を法的に確保することや、市場内での買い集め行為を法的に制限することができないなど、必ずしも有効に機能しない場合も考えられます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、十分な時間の確保は、企業価値向上に関する大規模買付者との建設的な対話を行ううえでも有効なものになると考えております。

当社グループのコアビジネスである国内飲料事業を取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況が続いており、中長期的な企業価値向上のためには、時代の変化に対応した収益構造へと変革していくことが求められる状況となっております。

今後さらに加速することが予想される業界環境の変化に迅速に対応し、お客様、従業員、取引先、地域社会、株主といった、すべてのステークホルダーの皆様との共存共栄を図りながら、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するためには、中長期的視点による迅速・果敢な意思決定をもって、大胆な企業施策を行っていくことも必要と考えておりますが、当社の発行済株式総数の20%以上に相当する株式の買付が行われた場合、当社の経営に大きな影響を与え、上記の施策を遂行できなくなるおそれがあります。また、定足数や議決権行使比率等を考慮すると株主総会の特別決議に関しても大きな影響を与え得るものとなります。

当社の発行済株式総数の約33%は、当社の代表取締役社長である高松富也、取締役会長である高松富博及びその直接の支配が及び資産管理会社によって保有されておりますが、一方で当社株主の分布状況は個人株主を中心に広範にわたっております。なお、当社社長・会長を除く創業家関係者は、現在、当社の経営に一切関与しておらず、議決権行使は個々の判断で行われていることから、その立場は一般の株主と何ら変わらないものとなっております。創業家関係者が保有する当社株式は、各々の意思や事情により譲渡、相続その他の処分がなされ、今後さらに分散化が進んでいくと考えられます。このようなことから、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に反する株式の大規模買付行為がなされる可能性は常に存在しており、例えば、以下のような事態も懸念されます。

当社グループのコアビジネスである国内飲料事業は、業界有数の自販機網を全国広範囲にわたり保有しておりますが、近年、飲料業界のM&A案件において、自販機ビジネスの事業価値が極めて高く評価された事例もあり、大規模買付者によっては、当社の保有する自販機台数の規模のみに着目し、中長期的な企業価値の向上を目的としない敵対的買収の危機にさらされる可能性があります。

一方、当社グループ独自の自販機ビジネスモデルは、ステークホルダーの皆様との信頼関係によって成り立っており、特に業界有数の自販機網に対する自販機のオペレーションは当社グループの従業員と共栄会（当社商品を取り扱う自販機運営事業者）の従業員が直接行う体制としており、人材に大きく依存しております。大規模買付者の方針によっては、経営方針の変化に対して不安感や警戒感を抱き、反発・離反などにより自販機オペレーションの品質が低下し、結果として、販売効率の高い自販機ロケーションを大きく喪失することによる自販機ビジネスのキャッシュフロー創出力の低下、ひいては当社グループの中長期的な企業価値の低下を招くおそれがあります。

以上のとおり、大規模買付ルールを引き続き設定しておくことは、今後さらに加速することが予想される業界環境の変化に迅速に対応し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するために必要不可欠なものであり、当社グループ独自の自販機ビジネスモデルの特性に鑑み、本プランへの継続により、不測の事態に常に備えておくことが取締役会の責務であると判断したものであります。

本件の詳細については、当社ウェブサイト(<https://www.dydo-ghd.co.jp>)にその開示資料を掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

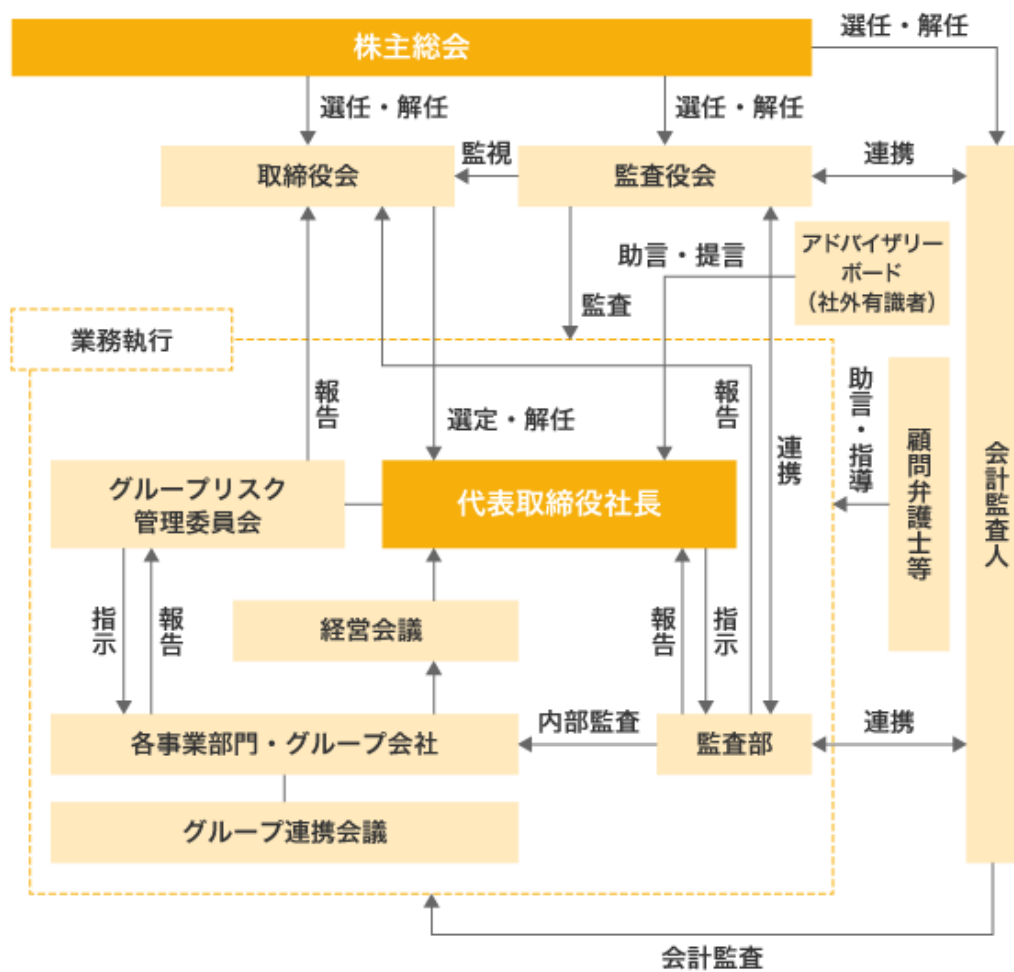
当社では、2001年8月に東京証券取引所へ上場以来、会社情報の適時開示の重要性を社内に周知させるとともに、情報の一元化と共有化を推進し、迅速かつ正確な情報開示に努めております。

当社各部門、グループ会社各社は、重要事実が発生したときは、すみやかに情報開示の担当部署であるコーポレートコミュニケーション部に報告しており、情報管理責任者であるコーポレートコミュニケーション部長は、適時開示すべき情報が否かについて検討し、社長の承認のもと、取締役会・経営会議への付議または報告の上、遅滞なく公表を行っております。

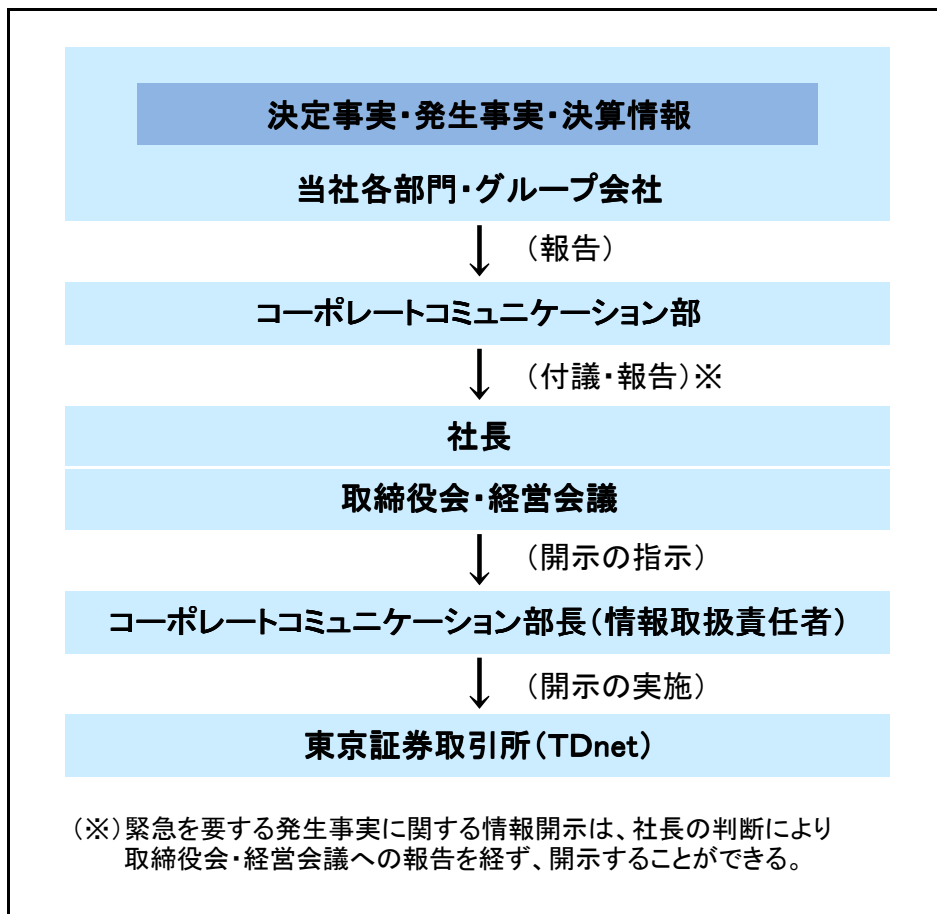
なお、緊急を要する発生事実に関する情報開示は、社長の判断により、取締役会・経営会議への付議、報告を経ずして開示することとしております。

コーポレートコミュニケーション部長は、取締役会及び経営会議において情報開示に関する意見を述べるほか、情報開示すべき事項、その経過及び結果について報告を行っております。また、子会社の取締役会等のグループ内の重要会議にも出席して、重要事実の把握に努めております。コーポレートコミュニケーション部IRグループは、情報開示に関する実務を統括するほか、社内外の情報を収集し、コーポレートコミュニケーション部長への報告及び意見具申等を行っております。

なお、常勤監査役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席して重要事項の内容を把握し、情報収集及び情報開示体制についてチェックを行っております。



適時開示体制の概要図



← モニタリング

監査部